

学校安心ルール(大阪市立都島中学校)

「基本的な約束事」 ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強をする ・嘘をつかない

※大阪市教育振興基本計画に基づく

対応 段階	学習の時に	他の生徒に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校の指導
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 故意に授業に遅れる 	<ul style="list-style-type: none"> からかう、ひやかす、無視をする 物をかかってに使う 悪口や陰口を言う 	<ul style="list-style-type: none"> 指導を素直に聞かない 指導を無視する 	<ul style="list-style-type: none"> 物を大切にしない 机に落書きや傷をつける 許可が必要なものをかかってに使う 嘘をつく 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意 場合によっては別室指導 家庭連絡
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階の問題行動の繰り返し 授業のじゃまをする 授業をさぼる 	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階の問題行動の繰り返し 仲間外れにする こわがるようなことを言う こわがるようなことをする 人の物をこわす 	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階の問題行動の繰り返し 指導に対して挑発的な態度をとる 指導を拒否する 	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階の問題行動の繰り返し わざと物をこわす 学校に必要なものをもってくる 服装や頭髮の違反 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意 場合によっては別室指導 家庭連絡
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階の問題行動の繰り返し 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階の問題行動の繰り返し いやがることを無理やりさせる 暴力をふるう いじめる わいせつ行為 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階の問題行動の繰り返し 指導に対してあばれる 先生に暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> 第2段階の問題行動の繰り返し 服装や、頭髮の違反を繰り返す 服装や頭髮の違反をなおさない 法律に違反するようなことをする (喫煙・飲酒・無免許運転・万引きなど) 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭連絡 一定期間の別室指導学習 関係諸機関と連携した指導 授業への入り込み 個別指導教室※1
その他	<p>学校が教育上必要と判断した生徒</p>				<ul style="list-style-type: none"> 家庭連絡 一定期間の別室学習 関係諸機関と連携した指導

留意事項

- 学校安心ルールは、生徒を罰することが目的ではなく、問題行動の未然防止や問題行動をエスカレートさせないためのものであること。
- 第1段階の繰り返しや、第2段階以上の事象が起こった場合は、生活指導対策委員会内で協議の上、上記のルールをもとに発達段階に応じた対応を行うこと。
- 生活指導対策委員会構成メンバー（管理職・生徒指導主事・生活指導部長・生活指導部・クラブ顧問・養護教諭・当該学年教員・必要に応じて、その他の教員及びスクールカウンセラー等の関係諸機関）
- 教員が気が付かないところで起きた事案(地域・保護者からの指摘など)は、即座に安心ルールを適用するのではなく、十分な聴き取りと、当該生徒との話し合いを丁寧に行うこと。